

規 則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二条各号」を「第三条各号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年九月一日から施行する。